

低入札価格調査実施要領

平成14年4月1日制定

平成24年4月1日改正

平成26年4月1日改正

平成28年4月1日改正

平成29年4月1日改正

平成31年4月1日改正

令和元年10月1日改正

令和4年4月1日改正

令和6年4月1日改正

(目的)

第1 この要領は、習志野市が発注する建設工事、製造の請負（以下「工事等」という。）並びに測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「測量コンサルタント業務等」という。）の契約に係る入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項に規定する当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準となる額（以下「調査基準額」という。）及びその調査方法に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2 調査基準額は、原則として次に掲げる工事等又はコンサルタント業務等の一般競争入札において設定するものとする。

- (1) 予定価格が1億円以上の建設工事のうち、入札参加資格要件として経営事項審査の総合評点を1400点以上と設定するもの
- (2) 製造の請負及び測量コンサルタント業務等のうち、契約担当者が、その契約の性質上必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、施行令第167条の10の2の規定による落札者を決定する入札については、この要領を適用するものとする。

(低入札価格調査基準額)

第3 工事等に係る調査基準額は、契約ごとにその予定価格の算出の基礎となった次の各号に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、この額を予定価格で除した割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2に相当する額とし、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5に相当する額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 測量コンサルタント業務等に係る調査基準額は、次の表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格の算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、測量業務に係る契約については、この額を予定価格で除したその割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2に相当する額とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6に相当する額とし、建築関係の建設コンサルタント業務に係る契約については、10分の8を超える場合にあっては10分の8に相当する額とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6に相当する額とし、土木関係の建設コンサルタント業務び補償コンサルタント業務に係る契約については10分の8.1を超える場合にあっては10分の8.1に相当する額とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6に相当する額とし、地質調査業務に係る契約については、10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5に相当する額とし、3分の2に満たない場合にあっては3分の2に相当する額とする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
---------------	---------	--------	----------------------	-----------------------

3 特別な工事等又は測量コンサルタント業務等に係る調査基準額は、第1項又は第2項に規定する算定方法にかかわらず、次の各号によることができる。

- (1) 工事等については、10分の7.5から10分の9.2までの範囲の適宜の割合を予定価格に乗じた額
- (2) 測量コンサルタント業務等については、測量業務にあつては10分の6から10分の8.2まで、建築関係の建設コンサルタント業務にあつては10分の6から10分の8まで、土木関係の建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務にあつては10分の6から10分の8.1まで、地質調査業務にあつては3分の2から10分の8.5までの範囲の適宜の割合を予定価格に乗じた額

4 第1項から第3項までの規定による調査基準額の算出にあたり、円未満の端数が生じる場合は、小数点第1位を四捨五入するものとする。

(価格失格判定基準額)

第3の2 工事等の契約において調査基準額を下回る入札を行った者のうち、契約ごとにその予定価格の算出の基礎となった次の各号に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額（以下「失格判定基準額」という。）を下回る入札を行った者は失格とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の7.5を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の7を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額

2 工事等の性質上、前各号の規定により難しいものについては、失格判定基準額を定めないことができる。

(入札に関する事務手続)

第4 契約担当者は、調査基準額を設定した入札を執行しようとする場合は、入札公告又は入札要領等に次の事項を示さなければならない。

- (1) 調査基準額の設定があること。
- (2) 落札者となるべき入札額が調査基準額を下回る場合は、必要な調査及び審査を実施し、その結果落札者とならない場合があること。

- (3) 調査基準額を下回る入札を行った者は、調査資料の提出及び事情聴取に協力しなければならないこと。
- 2 調査基準額を設定した入札を執行しようとする場合は、予定価格調書に調査基準額及び調査基準額に110分の100を乗じて得た金額を記載しなければならない。ただし、当該入札を電子入札により執行する場合は、当該金額を電子入札システムに登録することをもってこれに替える。
- 3 開札の結果、調査基準額を下回る入札があった場合は、落札者（事後審査入札による落札候補者を含む。以下同じ。）の決定を保留する。

(低入札価格調査)

第5 落札者となるべき価格が、第3に定める調査基準額を下回る場合（第3の2の規定により失格となった場合を除く）は、低入札価格調査委員会（以下「調査委員会」という。）による次の事項に関する調査及び審査（以下「低入札価格調査」という。）を行うものとする。

- (1) 工事等又は測量コンサルタント業務等を請負うにあたって入札者が予定している労務、資材等の量及びそれらの調達等に関する事項
- (2) 入札者の経営状況
- (3) その他必要な事項
- 2 調査委員会の運営に関する事項は別に定める。

(調査事項)

第6 低入札価格調査は、次の各号に掲げる事項に関する入札者からの資料提出、事情聴取及び関係機関への照会等により実施する。

- (1) 当該価格により入札した理由及び入札価格の内訳
- (2) 現在の請負契約の状況
- (3) 契約対象である工事等の実施場所と入札者の事業所、倉庫等との関連
- (4) 手持資材又は雇用技術者の配置状況
- (5) 予定する資材購入先及び当該購入先と入札者との関係
- (6) 手持機械等の状況
- (7) 工事等の従事者の具体的な調達見込
- (8) 過去に請負った工事等又は測量コンサルタント業務等の履行状況及び成績
- (9) 経営に関する状況報告及び取引金融機関、保証会社等への照会
- (10) 信用状況に関する次の事項
- ア 建設業法違反の有無
- イ 貸金不払の状況
- ウ 下請代金の支払遅延状況

エ その他

(11) その他必要な事項

(調査結果)

第7 調査委員会は、低入札価格調査を終了した場合は、その結果を速やかに契約担当課長に報告するものとする。

2 低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるものである場合は、契約担当者は、最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格を持って申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。

なお、次順位者が調査基準額を下回る入札者であった場合には、その者に対し第5及び第6の規定による調査等を実施する。

3 契約担当課長は、低入札価格調査の結果により落札者（落札者が次順位者である場合を含む。本項において同じ。）を決定した場合は落札者に、最低価格入札者（次順位者を含む。本項において同じ。）を落札者としなかった場合は最低価格入札者に、低入札価格調査の結果を通知するものとする。

(適正履行の確保)

第8 契約担当者は、調査基準額を下回る額での契約を締結した者について、当該契約の適正な履行が確認できるまでの間、他の入札参加を制限することができる。

附 則

この要領は平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要領は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和6年4月1日から施行する。